

政令第百六十三号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第四項及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五条第一項の項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同表第十五条第三項及び第二十二條第三項の項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第四項

総務省令

国家公安委員会規則

(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令(平成二十七年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表第十五条第一項の項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同表第十五条第三項及び第二十二條第三項の項中「及び」の下に「第四項並びに」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項の次に次のように加える。

第十五条第四項

総務省令

国家公安委員会規則

附則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和八年五月二十一日)から施行する。

理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく緊急の必要があると認めるとき
の禁止命令等に係る意見の聴取等について行政手続法（平成五年法律第八十八号）の規定を準用する場合に
おける技術的読替えを改める必要があるからである。